

<平成27年6月定例会議案概要>

・第58号議案 越谷市監査委員の選任につき同意を求めることについて

越谷市監査委員内藤仁士氏の任期満了（平成27年6月29日）に伴い後任委員を選任することについて、議会の同意を求めるもの。

《後任委員》

氏名：井上茂平（いのうえ・もへい）

略歴：元佐渡税務署長
税理士

・第59号議案 越谷市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

越谷市公平委員会委員澤田裕二氏の任期満了（平成27年7月6日）に伴い後任委員を選任することについて、議会の同意を求めるもの。

《後任委員》

氏名：澤田裕二（さわだ・ゆうじ）

略歴：社会保険労務士
公平委員会委員

・第60号議案 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者を新たに推薦する必要があるため、議会の同意を求めるもの。

《委員候補者》

氏名：野口淳一（のぐち・じゅんいち）

略歴：元埼葛小学校長会長
元鳩ヶ谷市教育委員会教育長

・第61号議案 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者を新たに推薦する必要があるため、議会の同意を求めるもの。

《委員候補者》

氏名：樋口亨（ひぐち・とおる）

略歴：僧侶

・第62号議案 越谷市税条例の一部を改正する条例制定について

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 個人市民税関係

住宅ローン控除の特例において、消費税10%への引上げが1年半延長されたことを受け、住宅ローン控除の対象入居期間を平成31年6月30日まで1年半延長するもの《公布の日から施行》

(2) 市たばこ税関係

旧3級品の紙巻たばこ（エコー・わかば等）の特例税率を廃止するもの《平成28年4月1日から施行》

(3) 条文整備《平成28年1月1日等から施行》

- ・第63号議案 越谷市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例制定について
 子ども・子育て支援法施行令の一部が改正されたことに伴い、里親等の利用者負担額の改正を行うもの。
 公布の日から施行

 - (1) 幼稚園等（満3歳以上の教育標準時間認定）
 改正前：所得に応じた負担額 [措置費の支給により実質負担なし]
 改正後：3,000円 [措置費の支給により実質負担なし]
 - (2) 保育所等（満3歳以上及び満3歳未満の保育認定）
 改正前：所得に応じた負担額 [免除により負担なし]
 改正後：0円

- ・第64号議案 越谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（省令）の一部が改正され、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所に配置する保育士の数の算定について、当該小規模保育事業所等に勤務する保健師又は看護師に加え、新たに准看護師についても、1人に限って保育士とみなすことができるとされたことに伴い、省令を参酌し、本条例においても同様の整備を行うもの。公布の日から施行

- ・第65号議案 越谷市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（省令）の一部が改正され、省令において引用する介護保険法の条項が整備されたことに伴い、省令を参酌し、本条例においても同様の整備を行うもの。公布の日から施行

- ・第66号議案 越谷市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（省令）の一部が改正されたことに伴い、省令を参酌し、本条例においても同様の整備を行うもの。公布の日から施行

 - (1) 養護老人ホームにおける特定施設入居者生活介護等のサービスの提供方法について、外部の事業者へ委託して行う「外部サービス利用型」のほか、施設の従業者が行う「一般型」によることも可能とされたことに伴い、所要の条文整備を行うもの
 - (2) 省令において引用する介護保険法の条項が整備されたことに伴い、同様の整備を行うもの

- ・第67号議案 越谷市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
 介護保険法及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（省令）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。公布の日から施行

 - (1) 介護保険法の一部改正により介護予防・日常生活支援総合事業が創設されたが、現在のところ本市においては当該事業に係る同法の規定は適用されないため、改正前の介護保険法の規定を引用するもの
 - (2) 省令の一部が改正され、省令において引用する介護保険法の条項が整備されたことに伴い、省令を参酌し、本条例においても同様の整備を行うもの

- ・第68号議案 越谷市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（省令）の一部が改正され、省令において引用する介護保険法の条項が整備されたことに伴い、省令を参酌し、本条例においても同様の整備を行うもの。公布の日から施行

・第69号議案 越谷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（省令）の一部が改正され、省令において引用する介護保険法の条項が整備されたことに伴い、省令を参酌し、本条例においても同様の整備を行うもの。公布の日から施行

・第70号議案 越谷市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

介護保険法の一部が改正され、条例中で引用する同法の条項が移動したことに伴い、条文整備を行うもの。公布の日から施行

・第71号議案 越谷市地域包括ケア推進協議会条例制定について

地域包括ケアに関する施策の推進を図るため、市長の附属機関として、越谷市地域包括ケア推進協議会を設置するもの。附則において越谷市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正。平成27年7月1日から施行

(1) 所管事項：市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- ① 在宅医療・介護連携推進に関する事項
- ② 認知症施策推進に関する事項
- ③ その他地域包括ケアに関する事項

(2) 組織：次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員16人以内をもって組織する。

- ① 医療関係従事者
- ② 介護関係従事者
- ③ 学識経験者

(3) 任期：3年

(4) 委員の報酬等

報酬：(日額) 5,500円 費用弁償：(1日につき) 2,500円

・第72号議案 橋梁補修工事（新平和橋・平和橋）請負契約の締結について

(1) 契約の目的：橋梁補修工事（新平和橋・平和橋）

(2) 契約の方法：一般競争入札による契約

(3) 契約金額：2億3,544万円

(4) 履行期限：平成28年3月15日

(5) 契約の相手方：池中建設株式会社

(6) 規模：塗装工（一式）、床版補修工（一式）、排水構造物工（一式）、舗装工（一式）、伸縮継手補修工（一式）、区画線工（一式）、仮設工（一式）

・第73号議案 財産の取得について（吸引作業車）

(1) 取得財産：吸引作業車 1台

(2) 取得価格：1,077万8,400円

(3) 契約の相手方：株式会社 加藤製作所北関東支店

・第74号議案 町の名称を変更することについて

越谷都市計画事業七左第一土地区画整理事業により公共施設の整備が完了することに伴い、七左町二丁目及び七左町三丁目の名称を変更するもの。

変更前：七左町二丁目 → 変更後：新越谷一丁目

変更前：七左町三丁目 → 変更後：新越谷二丁目

・第75号議案 平成27年度越谷市介護保険特別会計補正予算（第1号）について